三条市立大学 地盤調査業務委託仕様書

三条市立大学

地盤調査業務委託仕様書

1. 業務名

三条市立大学 地盤調査業務

2. 業務目的

本業務は、新校舎建設予定地における地盤の土層構成及び土質工学的特性を調査、把握し設計の策定における基礎資料を得ることを目的とする。

3. 業務場所

新潟県三条市上須頃地内

4. 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年2月27日(金)までとする。

ただし、調査実施日については、契約締結日の翌日から令和8年1月30日(金)までの平日の午前9時から午後5時の間で設定し、本学の許可を得てから行うこと。

5. 業務内容

- ①ボーリング3孔 (45m/孔)
- ②標準貫入試験3孔(各孔1m毎)

6. 入札参加資格·適用基準·技術者資格

<入札参加資格>

- ①三条市における令和7・8年度建設コンサルタント等業務入札参加資格を有する者
- ②民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行っている者(再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- ③国税、地方税の滞納がない者であること。
- ④三条市暴力団排除条例に基づき、同条例に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社 会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- ⑤入札参加資格の有無について、会計事務責任者が確認する。
- ⑥入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

<適用基準>

- ①国土交通省官房官庁営繕部監修「敷地調査共通仕様書」
- ②日本建築学会「建築基礎設計のための地盤調査計画指針」
- ③日本工業規格 JIS、地盤工学会等の地質調査図書類
- ④新潟県土木部「測量·設計·調査業務委託標準仕様書」

<技術者資格>

土質調査は「地質調査に関する知識及び技術の審査・証明事業認定規格(昭和59年3月22日建設省告示第654号)」に基づき認定された地質調査技士で、その資格を証明する資料を監督員に提出し、承諾を受けた者が行うこと。

7. 業務工程表

受託者は、契約締結後速やかに業務工程が分かる書類を委託者へ提出し、委託者の承諾を受けること。

8. 技術者届

受託者は、業務着手時に主任技術者届を提出し、委託者の承諾を受けること。

9. 業務実施中の報告

業務実施中は、監督員に適宜報告を行う。

報告内容は以下とし、作業終了後速やかに行うこと。

- ①ボーリング進捗状況、仮柱状図、掘進深度(掘り止め)の決定根拠
- ②現場作業終了後にボーリング柱状図、出来高数量等のデータ

10. 成果品

報告書5部・土質標本1組・電子データ(CD-R 又は DVD±R) 1 枚を、令和8年2月27日(金)までに提出すること。

報告書の内容は以下を含めること。

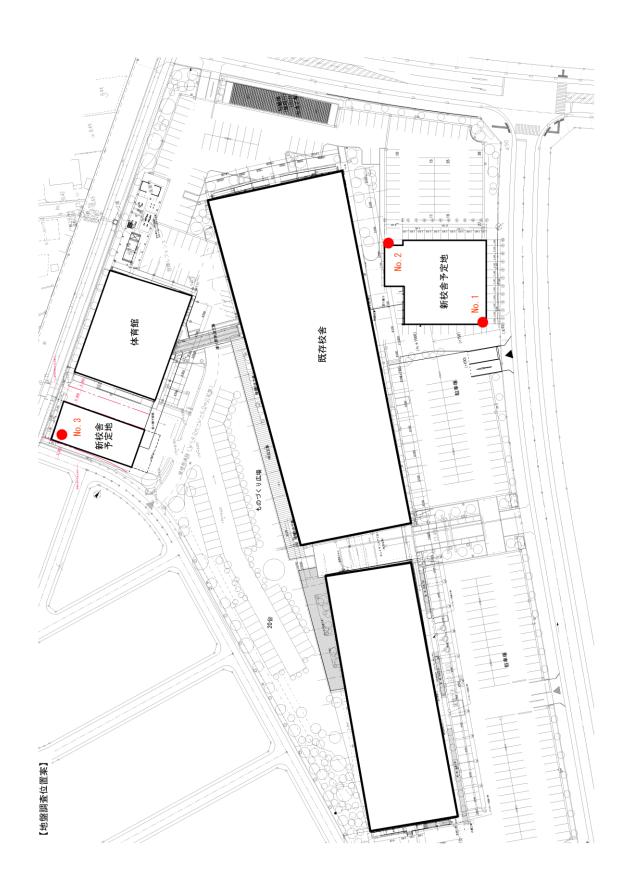
- ①業務名、調査場所、業務工期
- ②請負者会社名、代表者、主任技術者、主任技術者の連絡先
- ③調査地の地形・地質概要(全般的なもの)
- ④調查位置図、調查方法、使用機材、標高基準点(仮 B. M.)
- ⑤調査数量、ボーリング柱状図、作業状況写真、想定地質断面図

⑥調査結果、考察

- ・地層構成、各層の地質状況
- ·地下水位状況
- ・支持層分布図の作成
- その他特記すべき事項

11. その他

- ①業務実施にあたっては、受託者は委託者と連絡を密に取ると共に、疑義の生じた場合 には、委託者と協議の上対処するものとする。
- ②業務完了後においても、成果品に誤り又は訂正事項があった場合には、委託者と協議の上、受託者の責任において直ちに訂正し再提出するものとする。
- ③受託者は、本調査により知り得た内容・結果等について、委託者の許可なく公表する ことのないよう、秘密の保持については厳守するものとする。



【参考柱状図】

